

岩手県一関市から 奨学金返還補助金交付制度の お知らせ

当市では、令和元年度より奨学金返還補助金交付制度を創設しました。対象となる要件や職種は、下記のとおりとなります。

詳しくは「一関市ホームページ」を確認

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請する日の属する年度の年齢が 20 歳～29 歳まで方
- ② 一関市に住所を有し、令和 2 年度の末日まで継続して居住する方
- ③ 返還義務のある奨学金の貸与を受け学校等で修学した方
- ④ 対象となる職種のいずれかに該当する方で、申請する日の属する年度の末日まで継続して市内事業所などに勤務する方、または継続して事業を行う方
- ⑤ 市税及び奨学金返還金の滞納のない方
- ⑥ 奨学金の返還に係る他の補助を受けていない方
- ⑦ 公務員でない方（ただし、市の会計年度任用職員及び臨時的任用職員は除く）

対象となる職種

平成 31 年 4 月 1 日以後に市内の事業所に雇用された方、若しくは従事された方で、次のいずれかの職種に該当する方が対象となります。

- ① 保育士、幼稚園教諭
- ② 医療従事者（看護師、准看護師、助産師、保健師、歯科衛生士）
- ③ 農林業従事者
 - ・市内の農業法人（認定農業者になっている法人）、林業事業体に勤務する方など
- ④ 起業者・事業承継者
 - ・市内で起業した方
 - ・新たに設立した法人で、かつ市内に本社または本店がある法人の代表者
 - ・家族が経営する事業を引き継いだ方
 - ・事業主から事業承継を行うため事業に従事する方など

※農林業従事者、起業者・事業承継者には、その他にも要件があります。

詳しくは「一関市ホームページ」を確認してください。

補助金の額

補助対象期間は、最長5年以内。

申請した年度に返還すべき奨学金の2分の1以内の額を補助します。

ただし、1年あたりの上限額は120,000円（1月あたり10,000円）とします。

（例1）1年間に36万円（1月あたり3万円）の返還の場合⇒12万円の補助

（例2）1年間に12万円（1月あたり1万円）の返還の場合⇒6万円の補助

申請の方法

次の提出書類を申し込み先に持参するか、書留郵便により提出期限までに提出してください。

※様式は、市ホームページからダウンロードできます。

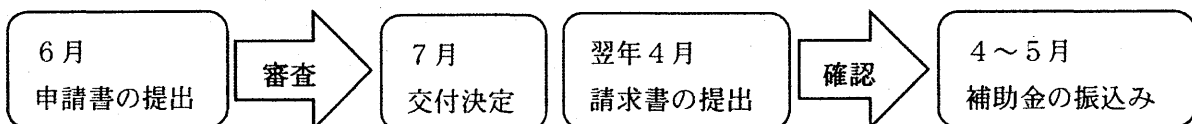
- ① 奨学金返還補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 奨学金の貸与を受けたことを証するもの
- ③ 申請する日の属する年度に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの
- ④ 奨学金の借入残高を証するもの
- ⑤ 就業証明書（様式2号）
- ⑥ 資格の取得を証するもの（保育士等、医療従事者）
- ⑦ 対象となる職種に該当すると認める書類（農林業従事者、起業者、事業継承者）

補助金の交付

翌年4月上旬に補助金交付請求書（様式第4号）、奨学金を返還したことが確認できる書類、在職証明書（様式第5号）、確定申告書の写しまたは市・県民税所得申告書の写し（農林業従事者、起業者、事業継承者）を提出いただきます。

内容を確認し、申請者本人の口座へ補助金を振り込みます。

補助金交付までのイメージ



その他

交付決定通知後に、申請した内容に変更があった場合は、奨学金返還補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）、変更内容が確認できる書類を提出いただきます。

なお、交付決定通知後であっても、要件を満たさなくなった場合は、補助金が交付されません。

【お問い合わせ】

岩手県一関市 市長公室 政策企画課 TEL:0191-21-8641(直通)